

日本ゲートボール連合 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※本連合の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 https://gateball.or.jp/about/about_03.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	1984年に設立して以来、47都道府県及び1700の市区町村ゲートボール組織を維持している。 しかし、昨今の厳しい状況での47加盟団体の疲弊は看過しがたく、この組織を活性化させ、併せて日本及び世界の統轄団体としての運営を盤石にするために、2026年度からは各種事業改革を目標に中長期計画を策定し、2027年度からの実施に向け行う。	・ 2025年度事業計画書 ・ 2025年度 定時評議員会 議事録 ・ 第41回理事会 議事録
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 人材の採用及び育成に関する計画や策定・公表に至っていない。 ※ 本連合では、事業規模や財政事情により、定期的な採用は行えないと考えている。 ※ 2026年8月までに策定・公表する。	
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 財務の健全性確保に関する計画の策定・公表に至っていない。 (2) 本連合では、費用の見直し予算決算との比較や分析、正味財産の把握等を行いながら、団体創設以来健全性確保に努めている。 ※ 2026年8月までに策定・公表する。	
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事は、9名のうち6名であり（66.6%）、目標割合に達している。 (2) 女性理事は、9名のうち2名であり（22.2%）、目標割合を下回っている。 (3) 2026年度の理事改選で、コンパクト化にあわせてその達成に努める。 ※ 理事会・評議員会で、現在目標達成（外部理事25%、女性理事40%）に向けて取り組んでいる旨説明している。 ※ 2024年3月末までに目標割合達成に向けた具体的な方策を講じられなかったため、2026年8月の次期改選までに目標割合を達成するよう実施する。	・ 理事・監事 名簿
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部評議員は、9名のうち7名であり（77.7%）、目標割合に達している。 (2) 女性評議員は、9名のうち3名であり（33.3%）、目標割合を下回っている。 (3) 2028年度の評議員改選で、コンパクト化にあわせてその達成に努める。 ※ 理事会・評議員会で、現在目標達成（外部評議員25%、女性評議員40%）に向けて取り組んでいる旨説明している。 ※ 2024年3月末までに目標割合達成に向けた具体的な方策を講じられなかったため、2026年8月の次期改選までに目標割合を達成するよう実施する。	・ 評議員 名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 加盟団体及び市区町村団体の役職員や専門委員は、ほぼアスリートによるボランティアで成り立っており、各種会議をつうじて、アスリートの意見が反映している。 (2) 一部の加盟団体役員には、本連合の評議員・理事として就任いただいております、アスリートの意見が組織運営に反映できる仕組みとなっている。 ※ 上記のような運営をしているが、今後、2026年8月までに委員会を設置する。	
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 定款で定める8名以上15名以内のなかで、現在9名の理事による理事会を構成している。 (2) 加盟団体、スポーツ団体、学校教育機関、メディア等、多様なキャリアを有する理事であり、中立性をもった適正な組織運営ができている。	・定款 ・理事・監事 名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 業務執行理事に対し、選定時に原則として満68歳未満と定めている。 ※ 業務執行理事以外の理事に対しては、年齢制限を設けていないため、2026年8月末までに規程変更等の対応をとる。	・定款
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 10年超に関する再任を制限する規程等はない。 (2) 本連合の組織改革と合わせながら、再任回数の上限を設定する。 ※ 2026年8月までに規程等策定・公表する。	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員候補選考委員会を設けていない。 (2) 2026年8月までに、役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を理事会等の他の機関から独立して行う。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(1) NF及びその役職員その他構 成員が適用対象となる法令を遵守 するために必要な規程を整備する こと	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程は、「公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程」、「公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体役職員行動規範」を整備している。	・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程 ・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体役職員行動規範
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	(1) その他組織運営に必要な規程は、「加盟団体及び会員規程」、「専門委員会規程」、「アドバイザーリー会議運営規程」、「理事の職務権限規程」、「経理規程」、「旅費規程」を整備している。	・加盟団体及び会員規程 ・専門委員会規程 ・アドバイザーリー会議運営規程 ・理事の職務権限規程 ・経理規程 ・旅費規程
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	(1) その他組織運営に必要な規程は、「文書管理規程」、「個人情報保護規程」、「個人情報外部委託管理規程」、「特定個人情報保護に関する基本方針」を整備している。	・文書管理規程 ・個人情報保護規程 ・個人情報外部委託管理規程 ・特定個人情報保護に関する基本方針
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	(1) その他組織運営に必要な規程は、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」、「職員給与規程」を整備している。	・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 ・職員給与規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	(1) その他組織運営に必要な規程は、「資産運用規程」、「ゲートボール振興基金規程」、「ゲートボール活性化のための再生事業基金規程」を整備している。	・資産運用規程 ・ゲートボール振興基金規程 ・ゲートボール活性化のための再生事業基金規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	(1) 加盟団体及び会員規程において、加盟団体分担金、賛助会員会費を定めている。	・加盟団体及び会員規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	(1) 「代表選手・代表チーム」に関する単独での選考制度には至っていない。 (2) 世界大会等の日本代表チームの選考については、前年度の全日本選手権大会が選考対象大会であると全チームに送っている。 ※ 2026年8月までに代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程、また選手の権利保護に関する規程を整備する。	
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程は、「審判員規程」を整備している。 (2) 本連合主催全国大会が主催される都道府県加盟団体で、大会開催までに審判員研修会を開催し、優秀な審判員の選別を行っている。（公益財団法人日本ゲートボール連合認定審判員）	・審判員規程
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確保するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	(1) 以前は、弁護士、税理士、公認会計士と契約していたが、財政事情等により、現在は公認会計士との契約を締結している。 (2) 財政的・人的問題により、相談案件が発生した時点で対応することとしている。 (3) 潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断する法的知識を有している総務部の職員が対応する。	・公認会計士との契約書
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	(1) コンプライアンスに限定した委員会はないが、裁定委員会規程を整備している。 ※ 2026年8月までに規程等策定・公表する。	・公益財団法人日本ゲートボール連合裁定委員会規程
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	(1) 財政的・人的問題により、当該案件が発生した時点で設置することとしている。 ※ 2026年8月までに規程等策定・公表する。	
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	(1) 日本スポーツ協会をはじめとする、各種団体が実施している研修会等に参加するとともに、役職員への習得内容の共有を行っている。 ※ 2026年8月までに、すべての役職員に少なくとも年に1回以上の外部講師等による講習会の参加を義務付ける。	・スポーツ団体におけるコンプライアンスの徹底に関するセミナーの参加

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 研修会等をつうじて、暴力・ハラスメントの根絶に向けた指導を行っている。 (2) 47都道府県（加盟団体）にて、開催される審判員研修会の資料（ゲートボールテキスト）をもとに行われている。 (3) 指導者研修会を開催し、暴力・ハラスメントの根絶に向けた指導等、コンプライアンス教育を行っている。 (4) アンチ・ドーピング教育・啓発活動として、本連合主催全日本選手権大会、国民スポーツ大会出場選手への「リアル・チャンピオンクイズ」受講の取り組みを行っている。	・ゲートボールテキスト2025 ・指導者研修会開催要綱 ・2021年度事業計画書 ・2022年度事業計画書 ・2023年度事業計画書 ・2024年度事業計画書 ・2025年度事業計画書
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 研修会等をつうじて、暴力・ハラスメントの根絶に向けた指導を行っている。 (2) 47都道府県（加盟団体）にて、開催される審判員研修会の資料（ゲートボールテキスト）をもとに行われている。 (3) 全国大会開催地の加盟団体で審判員研修会を行っている。	・ゲートボールテキスト2025 ・指導者研修会開催要綱 ・2021年度事業計画書 ・2022年度事業計画書 ・2023年度事業計画書 ・2024年度事業計画書 ・2025年度事業計画書
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 以前は、弁護士、税理士、公認会計士と契約していたが、財政事情等により、現在は公認会計士との契約を締結している。 (2) 財政的・人的問題により、相談案件が発生した時点で対応することとしている。	・公認会計士との契約書
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 監事を設置している。 (2) 年間をつうじ、定期的に公認会計士の確認・指導を受けている。	・監査報告書 ・理事・監事 名簿 ・公認会計士との契約書
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 現在、国庫補助金は受け取っていない。 (2) その他の助成金については、各助成先が定めるガイドラインを遵守し、適切に会計処理を行うとともに、各助成先団体による監査等を受けている。	・2025年度 助成金交付決定のお知らせ
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、財務諸表等、事業所に常備し、閲覧できる状況を整えている。 (2) 上記書類等は、本連合ホームページで開示している。 https://gateball.or.jp/about/about_03.html	・2020年度 事業報告書 ・2021年度 事業報告書 ・2022年度 事業報告書 ・2023年度 事業報告書 ・2024年度 事業報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 代表審判員に関する単独での選考制度には至っていない。 ※ 2026年8月までに策定・公表する。	・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 2020年より、ホームページにて自己説明を開示している。 https://gateball.or.jp/about/about_03.html	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 組織運営・業務運営上も常に留意し、適切に管理している。 ※ 2026年8月までに、利益相反ポリシーに基づいた規程を策定・公表する。	
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 詳細な利益相反ポリシーは作成していない。 ※ 2026年8月までに作成する。	
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 倫理規程にて相談窓口の設置と公表を定めている。 https://gateball.or.jp/contact/ (2) 現時点では通報専用窓口ではなく、代表電話による相談窓口にて対応している。代表電話窓口の担当者には、守秘義務を課している。 ※ 2026年8月までに通報制度の詳細と、運用体制を整備する。	・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程 ・公認会計士との契約書 ・個人情報保護規程
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報専用窓口は設けていないが、相談窓口に連絡があった際は、内容に応じて、公認会計士等と協議できる体制を整備している。	・公認会計士との契約書

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

7

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査

自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 不祥事は発生していない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 加盟団体及び会員規程において、関係性・義務・資格の喪失等を定めている。 (2) 各種会議や事業を含め、日常的な対応の中で、指導・助言等を行っている。	・ 加盟団体及び会員規程 ・ 関係図 ・ 平成24年度 指導者研修会 報告書 ・ 平成24年度 加盟団体マネジメントセミナーレポート ・ 平成25年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー次第 ・ 平成26年度 JGU加盟団体マネジメントセミナーレポート ・ 平成27年度 JGU加盟団体マネジメントセミナーレポート ・ 平成28年度 加盟団体マネジメントセミナーレポート ・ 2016年度 JGU全国ゲートボール指導者研修会 実施報告書 ・ 2018年度 JGU加盟団体マネジメントセミナーレポート ・ 2019年度 第1回ゲートボール再生プロジェクト全国会議レジメ
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 各種会議や事業をつうじて、加盟団体に対し、重要かつ必要不可欠と思われる内容を都度提供している。	・ 2022年度事業計画書 ・ 2023年度事業計画書 ・ 2024年度事業計画書 ・ 2025年度事業計画書